

# 平成 25 年第 2 回野洲市議会定例会提出案件の概要

平成 25 年 6 月 6 日提出分

## 1 繰越計算書の報告 2 件

### □報告第 1 号 平成 24 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として小学校施設整備事業他 18 件の事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

### □報告第 2 号 平成 24 年度野洲市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として市三宅 13 号枝線管渠工事について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

## 2 専決処分の承認 4 件

### □議第 47 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 24 年度野洲市一般会計補正予算(第 9 号) )

#### ①予算額

- ・補正前予算額 20,505,232 千円
- ・補正額 2,464 千円
- ・補正後予算額 20,507,696 千円

#### ②補正の概要

##### 【歳入】

- ・特別交付税の確定による増額 (43,247 千円)
- ・譲与税及び交付金の確定による精査 (△16,811 千円)
- ・衆議院議員選挙費委託金の確定による減額 (△4,816 千円)

##### 【歳出】

- ・財政調整基金積立金の追加 (12,620 千円) 及び公共施設等整備基金積立金の追加 (50,000 千円)
- ・浄化センター負担金確定による下水道事業会計繰出金の減額 (△56,516 千円)
- ・消防団員退職に伴う報償金の増額 (1,149 千円)

### □議第 48 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 24 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 5 号) )

#### ①予算額

- ・補正前予算額 2,399,866 千円
- ・補正額 △56,516 千円
- ・補正後予算額 2,343,350 千円

## ②補正の概要

### 【歳入】

- ・浄化センター負担金の確定による一般会計繰入金（公共下水道事業費）の減額（△56,516千円）
- ・元金及び利子の組替による農業集落排水事業費繰入金の増額（3,191千円）
- ・元金及び利子の組替による公共下水道事業費繰入金の減額（△3,191千円）

### 【歳出】

- ・浄化センター負担金の確定による減額（△56,516千円）
- ・公共下水道事業長期債元金及び利子（△3,191千円）を農業集落排水事業長期債元金及び利子（3,191千円）に組替

## □議第 49 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### ①概要

- ・第 54 条 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置を廃止
- ・第 131 条 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止

②施行日 平成 25 年 4 月 1 日

## □議第 50 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### ①概要

第 5 条、第 8 条、第 23 条 国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の 5 年間 2 分の 1 減額する現行制度に加え、その後 3 年間 4 分の 1 減額する措置を講ずる。

②施行日 平成 25 年 4 月 1 日

## 3 補正予算 1 件

### □議第 51 号 平成 25 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)

#### ①予算額

- ・補正前予算額 19,658,000千円
- ・補正額 △137,906千円
- ・補正後予算額 19,520,094千円

## ②補正の概要

### 【歳入】

- ・介護基盤施設整備に伴う補助金等の計上。(50,800千円)
- ・国の緊急経済対策による事業前倒しに伴う野洲北中学校柔剣道場の国庫補助金(△20,848千円)及び合併特例債の減額(△163,400千円)

### 【歳出】

- ・議員報酬改定に伴う減額(△9,782千円)
- ・(仮称)総合防災センター施設整備工事請負費(残土処分費)の増額(7,000千円)
- ・国の緊急経済対策による事業前倒しに伴う野洲北中学校柔剣道場新築工事費の減額(△193,020千円)
- ・野洲出土の銅鐸里帰り企画展開催に伴う事業費の計上(3,216千円)

## 4 条例の制定・改廃 7件

### □議第52号 野洲市子育て支援会議条例

子ども・子育て支援法第77条の規定による合議制の機関として、野洲市子育て支援会議を設置し、当会議の所掌事務及び組織等について必要な事項を定める。  
 施行日 公布の日

### □議第53号 野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、国の経営する企業の全てがなくなったことから、所要の改正を行う。

#### ①改正条例

- (1)野洲市情報公開条例の一部改正
- (2)野洲市個人情報保護条例の一部改正
- (3)野洲市公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正

#### ②施行日 公布の日

### □議第54号 野洲市防災センター条例の一部を改正する条例

現在新築工事中の(仮称)総合防災センター・東消防署に、防災拠点施設として災害・防災に関わる訓練や研修の充実を図っていくため、野洲市総合防災センターを設置する。

施行日 公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日

#### □議第 55 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行う。

##### ①主な内容

###### ・第 34 条の 7

平成 25 年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しを行う。

###### ・附則第 3 条の 2、附則第 4 条

延滞金について、国税の見直しに合わせ、当分の間の措置として、現在の低金利の状況に合わせ引き下げ。

###### ・附則第 7 条の 3 の 2

個人住民税における住宅ローン控除の延長（居住年平成 29 年末まで 4 年間延長）及び拡充

###### ・附則第 10 条の 2 に 1 項を加える改正規定

都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準を 3 分の 2 とする特例措置

②施行日 平成 26 年 1 月 1 日、公布の日、平成 27 年 1 月 1 日

#### □議第 56 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行う。

附則第 21 項 「附則第 44 条の 2 第 3 項」⇒「附則第 44 条の 2 第 4 項第 5 項」  
「第 36 条」⇒「第 35 条第 1 項」

施行日 平成 26 年 1 月 1 日

#### □議第 57 号 野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成 25 年 10 月 1 日から有料公園施設として活用する蓮池の里多目的公園グラウンドゴルフ場の使用料減免の実施に当たり、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

#### □議第 58 号 野洲市北桜財産区管理会条例を廃止する条例

議第 59 号における財産の処分後、北桜自治会への移管をもって北桜財産区が消滅することから、当該条例を廃止する。

施行日 平成 25 年 6 月 30 日

## 5 その他 2件

#### □議第 59 号 北桜財産区の財産の譲与について

北桜字元山 978 番 1 他 1 筆、437, 221.00 m<sup>2</sup>の財産を譲与することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

処分の相手方 野洲市北桜 352 番地

北桜自治会

□議第 60 号 琵琶湖流域下水道協議会の設置に関する協議につき議会の議決を  
求めることについて

関係自治体の協議により規約を定め、協議会を設置することについて、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

**6 人事案件 1 件**

□議第 61 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名
<small>たなか おきむ</small> 田中 修 (再)

※任期 平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日 (3 年間)